





### 新生児等訪問結果連絡票記載要領

- 1 「新生児等訪問結果連絡票」は、低出生体重児・ハイリスク児及び産婦等について訪問指導を実施した場合に、訪問を実施した担当者が記載する。
- 2 「計測値」は、訪問日に測定した値を記入するが、直近の受診や相談などでの値があればその値と測定日、測定場所を記入する。
- 3 「子どもの様子」は、皮膚、呼吸、睡眠の状態、精神運動発達、処方薬の内服状況等について観察を行い記入する。
- 4 「今後の支援の方針」については、具体的に決定しているものについては、継続訪問、経過観察の予定月日を記入する。また、関係機関との連絡調整を必要とする場合は、可能な限り記入する。
- 5 「医療機関への連絡事項」については、医療機関からの「新生児等診療情報提供票」の指導依頼内容の結果や、必要事項について記入する。
- 6 特記事項等がある場合、必要により別紙を添付する。
- 7 本人の住所地の市町村長から、「新生児等診療情報提供票」の送付元医療機関あて送付する。